

○練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則
の規定に係る区長が別に定める事項

21 練都建第 282 号
平成 21 年 6 月 3 日

(必要と認める図書)

第 1 練馬区長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 21 年 6 月練馬区規則第 48 号。以下「規則」という。)第 6 条第 1 項第 2 号の区長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。)第 44 条第 3 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定(登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。)を受けた型式に適合する住宅または住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。以下同じ。)の写し
- 2 住宅である認証型式住宅部分等または住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、登録住宅型式性能認定等機関が交付した型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 3 長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査に当たり、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準に定める件(平成 21 年国土交通省告示第 209 号)第 3 に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあっては、長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられている旨を説明した図書(この場合において、品確法第 59 条第 1 項に規定する登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料もしくは構造方法または特別の試験方法もしくは計算方法に関する試験、分析または測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下「試験等」という。)を受けたときは、当該特別の建築材料もしくは構造方法または特別の試験方法もしくは計算方法に関する試験等の結果の証明書をもってこれに代えることができる。)
- 4 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 9 項に規定する地区計画等、景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 8 条第 1 項に規

定する景観計画、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 69 条に規定する建築協定、居住環境に関する独自条例および要綱に応じて、それに適合することを示す書類を有する場合は、その写し

（不要と認める図書）

第 2 規則第 6 条第 2 項第 3 号の区長が不要と認める図書は、次の各号に掲げる事項を明示することを要しないものとする。ことにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号。以下「省令」という。）第 2 条第 1 項の図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しない図書とする。

- 1 前第 1 号の住宅型式性能認定書の写しを添えた認定申請にあつては、省令第 2 条第 1 項の明示すべき事項のうち、住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が交付した住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画認定）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- 2 前第 2 号の型式住宅部分等製造者認証書の写しを添えた認定申請にあつては、省令第 2 条第 1 項の明示すべき事項のうち、型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

（施行期日）

これらの事項は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。